

評価項目・評価基準の追加のご提案

以下のとおり、評価項目・評価基準について、追加のご提案をいたします。

平成 24 年 1 月 25 日

森 亮 二

<第 14 条 1 項>

項目 14-1 : JPRS が JPNIC に対して、本項所定の事項について、適切な報告を行っていること。JPNIC が政府当局に対して適切な報告を行っていること。

基準 14-1 JPRS による JPNIC に対する報告が適切なものであること

- － JPRS の報告の様式が適切なものであること
- － JPRS の報告が適時に行われていること

JPNIC による政府に対する報告が適切なものであること

- － JPNIC の報告の様式が適切なものであること
- － JPNIC の報告が「速やかに」行われていること

<第 14 条 2 項>

項目 14-2 : JPRS が JPNIC に対して、本項所定の事項について、適切な報告を行っていること。JPNIC が政府当局に対して適切な報告を行っていること。

基準 14-2 JPRS による JPNIC に対する報告が適切なものであること。

- － JPRS の報告の様式が適切なものであること。
- － JPRS の報告が「少なくとも年 1 回」行われていること。

JPNIC による政府に対する報告が適切なものであること。

- － JPNIC の報告の様式が適切なものであること。
- － JPNIC の報告が、JPRS の報告後 [2 週間] 以内に行われていること。

<第 14 条 3 項>

項目 14-3 本項所定の事項について、円滑に協議を行うための体制が整備されていること。①責任事項の違反の有無を判断する体制および②改善勧告のための体制が整備されていること。

基準 14-3 協議の手続が定められていること。その手続が適切なものであること。①責任事項の違反の有無を決定するルール・手続が定められていること。そのルール・手続が適切なものであること。②改善勧告の内容を決する手続が定められていること。その手続が適切なものであること。

<第 14 条 4 項>

項目 14-4 違反状態が是正されない場合には、円滑に協議がなされ、再移管の予告通知がなされるための体制が整備されていること。

基準 14-4 「重大な違反」「正当な理由なく」に該当するか否かを決定するルール・手続が定められていること。そのルール・手続が適切なものであること。協議と再移管予告通知のそれぞれについて、手続が定められていること。その手続が適切なものであること。

<第 14 条 5 項>

項目 14-5 違反状態が是正されない場合に、円滑に協議がなされ、再移管の決定がなされるための体制が整備されていること。

基準 14-5 「合理的な期間内」「正当な理由なく」に該当するか否かを決定するルール・手続が定められていること。そのルール・手続が適切なものであること。協議と再移管の決定のそれぞれについて、手続が定められていること。その手続が適切なものであること。

<第 14 条 6 項>

項目 14-6 移管先について、円滑に協議と決定がなされるための体制が整備されていること。

基準 14-6 協議と決定のそれぞれについて、手続が定められていること。その手続が適切なものであること。

以上